

基本事件 令和2年（ワ）第29号

同第172、197、348、509号

令和3年（ワ）第254、263号

令和5年（ワ）第13号 損害賠償請求事件

原告 入江 須美外31名

被告 国 外2名

令和7年3月7日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御 中

第29号及び197号事件被告大洲市代理人

弁護士 武 田 秀 治



準 備 書 面（5）

原告ら準備書面25 大洲市に対する主張部分に対する反論

1. 第1、第1項について

災害基法第60条及び水防法29条による「避難のための立退き」いわゆる「避難行動」は、平成29年1月内閣府（防災担当）が示した避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）において、数分後から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、本件で原告らが、大洲市に対して損害として請求している財産を逃がすことに向けられたものではないことから、災害基法60条及び水防法29条違反となるものではない。（大洲市準備書面（2）第1項（2）のとおり）

また、原告らの居住する大川地区においては、7月6日8時2分に「避難勧告」を発令している。（丙2）

2. 同第2項について。

原告らは、「地方自治体を通じてしか避難に必要なダム放流情報を入手することができない」と主張するが、国土交通省の「川の防災情報」により、ダムの放流情報の現況は入手することができる。

避難指示は、住民の「生命」を守るために発令するもので、「財産」に向けられたものではないから、原告らの損害との関係で災害基法56条違反もない。

3. 同第3項

イ、について

甲C5の3では、「ダムが満杯になる」との記載はなく、「ダムに入ってくる水量と同量の水を流す操作に移行する可能性があります。」と記載されている。これは、「放流すること」を意味するのではなく、「放流する可能性が現段階において予測されていること」を意味する。

また、原告らは、家屋が飲み込まれるほどの放流量になることが十分に予測できると主張するが、一級河川肱川は流域面積が広く、支川も多いことから、雨が降る場所によっても被災状況は変わる。さらに、被害状況も放流量のみで予測できるものではない。加えて、当時と比べ、堤防の状況も異なっており、過去の経験をもって、そのまま被害を予測できるものではない。

7月7日午前6時00分時点の山鳥坂ダム工事事務所長からのFAXは、「ダムに入ってきた水と同じ量を流す操作を行う

可能性がある」ことを知らせるもので、今後の予測によってはその操作が行われない場合もあり、この時点で「危険の切迫性」及び「予見可能性」があったとは言えず、大洲市に義務違反はない。

ロ、について

2004（平成16）年、2005（平成17）年を上回る過去最大の流入量・放流量になる見込みによる被害想定を、原告が原告側準備書面（5）第2第1項（1）で主張する「西大洲地区ではコンビニエンスストアの天井まで被害をうけるほどの状況であった」ことを受け、家屋が飲み込まれると主張するのであれば、西大洲地区は、原告らが居住する大川地区から12kmほど下流に位置する地区であり、当時と比べ、降雨や堤防の状況も異なることなどから、その経験をもって、そのまま原告らのいる地域の被害を予測できるものではない。

原告城滝藤徳、尾花清志、寺岡博、滝野昌邦の居住する大川地区においては、7月6日8時2分に、大洲市は「避難勧告」を発令し、災害の危険性があることは伝達しており、住民も、被災をさけるために避難をしなければならないとの認識は持っていたはずである。避難勧告を発令してから被災するまでに優に1日以上のある時間があり、原告らが主張する大事なものを避難させることは十分に可能であった。大洲市は、「避難勧告」を発令し、災害の危険性があることは伝達しているのだから、権限を行使している。

ハ、について

ホットラインの内容は「鹿野川ダムが今後毎秒3,000立

方メートルから最大6,000立方メートルの放流見込みで、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想される」である（大洲市準備書面（1）第2、第1項（17）のとおり）

放流量の数値をそのまま伝えなかった点については、放流量の数値をそのまま放送しても、多くの市民は、直ちにどの程度の被害に結びつくかを判断するのは困難と考えられ、また、放流量を放送することで、放送文が長文となり、住民に危機感が十分に伝わらない恐れもあると判断したため、端的で切迫感のある命令口調で放送し、何より住民に命を守るための行動を促したものである。（大洲市準備書面（3）第3項のとおり）

また、大洲市が発令する避難情報は肱川の水位観測所の水位を基準に発令していることから、ダムの放流情報以外にも、水位の情報を確認する必要がある、その確認を行うとともに、山鳥坂ダム工事事務所長から大洲市長に電話連絡があった前後は、各地域の避難情報の伝達作業も行っていた。さらに避難指示を伝える放送が、住民に命を守るための行動をとってもらうためには、どのような表現が適切かを検討していた。

大洲市は、今後予想される水位を基に「今回の水位は、過去最大の水位で、これまで浸水していない場所でも浸水のおそれがあります。」と、住民に甚大な浸水被害が発生することを周知し、命を守るための行動をとってもらうことが伝わるよう避難指示を発令しており、具体的な放流量等の放流情報を住民に周知しなかったとしても、水位を基に法の趣旨に添った避難情報を住民に周知しており、大洲市に裁量権の逸脱はない。（大洲市準備書面（2）第1項（7）のとおり）